

郷原構成員配付資料

- 1 第168回衆議院総務委員会 1
- 2 メディアコンプライアンス研究会 11

第 168 回衆議院総務委員会 平成 19 年 12 月 4 日（火曜日）

○郷原参考人 桐蔭横浜大学の郷原でございます。

今回、放送法の改正が審議されておりますが、この問題に関して重要な題材となると思われ
ますTBS「朝ズバッ！」の不二家関連報道の問題について経過を御説明した上で、私の放送
法の改正に関する意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

まず、このTBS「朝ズバッ！」の問題、一月二十二日に不二家賞味期限切れチョコレート
再利用疑惑をこの番組で放送し、そして翌日、この問題で、みのもんた氏が、古くなったチョコ
を集めてきて溶かして作り直すような会社は廃業してもらいたいというふうに発言した、
ここに端を発しております。

私は、一月二十八日に不二家信頼回復対策会議が立ち上げられて、その議長としてこの問題
にかかわるようになりました。

そして、この会議の活動の中で、この資料をごらんいただきたいのですが、資料一としてつ
けております、「朝ズバッ！」における捏造疑惑というのを私どもで把握したわけですが、この
別紙資料二の最後のところに手書きのメモがあります。発端は、このメモです。

TBSの「朝ズバッ！」の方から不二家に対して事実確認を求めてきた内容の中に、カント
リーマムについて、賞味期限が切れていたのを捨てようとしたら上司に怒られた、それを再
度新しいパッケージに入れて製品化していたという証言についての事実確認を求めるとい
うようなことがありました。

それに関して、実際に「朝ズバッ！」で放映された内容と比較いたしますと、全く同じよう
な言葉が、その証言そのものが放映されている。それがチョコレートに関する再利用疑惑とし
て放映されている。そこのところから、これはカントリーマムに関する証言をチョコレート
に関する証言とすりかえたのではないかという疑惑が表面化したわけです。

そして三月二十五日に、この件に関してTBS側の担当者との間で会談を持ちました。この
中で、実際にカントリーマムに関するそのような証言が存在する、証言ビデオが存在する
ということを確認しました。そしてその後、三月三十日に信頼回復対策会議の報告書を公表
いたしまして、この中で捏造疑惑の存在を指摘したわけです。そして、その後の経過はここ
に書いてあるとおりであります。

その後、私の方で、この問題に関して、TBSの方に公開質問状を送って回答を求めたり、
そして、BPOの検証委員会が五月に立ち上げられて、このような捏造問題に関して放送業
界の方で自主的に審理を行う、そういうスキームがつけられました、そこで、このBPOの
検証委員会に対して、この「朝ズバッ！」問題についての審理をしていただきたいという
申し立て、審理要請をいたしました。この審理の要請についても、ここに資料を添付して
おります。

そして、この問題に関しては、六月の二十日、衆議院の決算行政監視委員会で、広瀬民放連

会長そして私も含めて参考人質疑が行われ、この中で、資料番号四なんです、この捏造の有無の問題だけではなくて、事後的にTBSの方できちんとコンプライアンスが行われたのか、検証が行われたのかという点を審理していただきたいということを申し上げた。そして、それについて枝野議員の方から、そういうことについてBPOの任務の中にそれが入っているのかということが質問されました。それに対して広瀬参考人の方からは、そういったことも任務の中に入っているという趣旨の発言が行われました。

ということで、私は、この問題については、TBSの「朝ズバッ！」の放送の中に捏造があったかなかったかという点もちろん重要な問題ではありますが、それに加えて、その問題が指摘された後に、放送事業者としてきちんとその事実に向き合ったのか、検証が行われたのかという点が極めて重要な問題だというふうに認識してまいりました。

そして、この問題については、八月の六日にBPOの検証委員会の見解が出されまして、この中で、捏造の有無については否定する結論、その上で、放送倫理上重大な問題があるということが、その他の点について幾つか指摘されました。

その中で、この検証委員会の方では、私の方から指摘しておりました、このカントリーマアムの証言のチョコレートの証言へのすりかえの問題に関して、TBSのディレクターがカントリーマアムをチョコレートと誤解していた、ですから、実際に、そのカントリーマアムに関する証言がチョコレートに関する証言であるかのように使われた事実はあるけれども、それは意図的なものではない、このような認定が行われました。

そして、それを受けた形でTBSの検証委員会が立ち上げられまして、十一月十六日にその報告書が公表されました。この中でも、このBPOの検証委員会と同じように、カントリーマアムの証言ビデオをチョコレートの証言ビデオとすりかえた事実はあるけれども、これはカントリーマアムをチョコレートと誤解していたことによるものだ、意図的なものではないという認定が行われております。

そこで、このTBSの検証委員会の報告書の内容について私の方で精査いたしました。そうしたところ、先ほど申しましたように、三月二十五日にTBS側と不二家側との間で会談が行われております。この会談の際にTBS側が発言した内容が、TBSの検証委員会の認定事実と明らかに矛盾するということが発見されました。

そこで、十一月二十八日に再度、公開質問状という形でその事実を指摘して、TBSの方に回答を求めたものです。その回答期限がきょうということになっております。

要するに、その矛盾と申しますのは、三月二十五日の会談の中では、TBS側は、カントリーマアムに関して、なぜチョコレート工場なのにクッキーが戻ってくるんだろうという証言をその証言者が行っているということを明確に述べております。ということは、そこで、その証言の中でカントリーマアムはチョコレートではないということが明確に示されているということになります。そうだとすると、そのテープを編集したTBSの担当ディレクターがカントリーマアムをチョコレートと誤解していたということはありません。ということは、すりかえが意図的なものではないという最終的な認定か、あるいは三月二十五日のTBS側の会談における発言か、どっちかがうそだということになります。

私は、この問題、捏造の有無も極めて重要な問題だと思いますけれども、このように社会的にも非常に関心を集めた重大な、重要な問題に関して放送事業者の対応の中でうそがあったということが、それ以上に重要な問題ではないかと考えております。

そして、もう一つ大きな問題は、この問題がBPOの検証委員会が立ち上げられて初めて審理の対象とされた事案です。BPOの検証委員会で審理が行われたにもかかわらず、このようなTBS側の説明のうそが全く見抜けなかったということでは、放送業界の自浄作用を発揮させるために設置されたBPOの検証委員会に、現状では十分な期待ができないのではないかとわざるを得ないと思います。

私は、放送法の改正の問題に関しては、行政の放送事業に対する介入は極力避けるべきだと思っておりますし、この改正案の中の再発防止計画の提出の求めに関する部分、これをそのまま成立させることには反対です。しかし、だからといって何もしなくてもいいというわけではない、やはり放送事業者の自浄機能を発揮させるためにもっとBPOの検証委員会が機能しなければいけない。機能させるための方策を十分に講じた上で、このような行政の介入を認めるような内容の法案は削除するという方向が望ましいのではないかと思います。

とりわけ、過去にいろいろ、放送事業者の不祥事と申しますか、いろいろな問題が発生しております。例えば、同じTBSでは、オウム事件の際の、オウム側に坂本弁護士の証言ビデオを見せたという問題、これがその後、坂本一家殺害事件の一つの原因になったというふうにも言われております。この事件に関しても、最大の問題は、そういうような事実があるんじゃないかという疑いが向けられた後も、一切そのことを明らかにしようとしなかった、それについて事実の解明に協力しなかったということが問題にされたわけです。今回の問題に関しても、捏造の部分も非常に重要な問題ですが、それに加えて、問題が提起された、指摘されたときには、きちんと正直に話す、正直に事実を明らかにするという態度を貫いていただきたいと思っております。

今、いろいろな業界で、いろいろな企業不祥事が表面化しております。そして、最近では、データの捏造とか隠ぺいとか、そういったこと自体が、被害を生じさせたこと以上に重大な社会問題になります。そういう追及を行っているマスコミの側が、自分たちが何か問題があると指摘されたときに事実にきちんと向き合うということできなければ、社会的な信頼は確保できないのではないかと思います。そういった点を、ぜひ、この放送法の改正の審議の中で御考慮いただきたいと思っております。

-----< 中省略 >-----

○寺田（学）委員 民主党の寺田と申します。

まずは、参考人各位の皆様におきましては、本当に御多忙のところ、当委員会に足を運んでいただき、私どもの審議にお力をかけていただけてますことを、一委員として御礼申し上げたいというふうに思っております。

私に与えられた時間が十五分という短い時間でもありますので、今回の放送法に関して特に注目をされております、虚偽報道等があった場合におけるこれからの対応のあり方、法案の中では、行政の方が、再発防止の策を出すようにという行政指導をするという法案になってい

ますけれども、そういうあり方がいいかどうか。そしてまた、放送業界の方々が自主的におつくりになられたBPOの役割、現状と、そして今後のことについても、参考人の皆様に御意見を伺いたいというふうに思っております。

まず、今回の改正法であります。虚偽報道、「あるある大事典」のところに端を発しておりますけれども、虚偽報道があった場合に、視聴者の方々の放送に対する信頼等、そしてまた再発を防止するという観点から、行政側が強く指導していくようなスキームになっておりますが、私ども民主党といたしましては、これには反対をしております。

もちろん、放送業界、特にテレビ等が与える影響というものは、政治という立場の一員としては非常に大きいものがありまして、テレビのコメンテーターの方がどのような発言をするか、その一言によって本当に党の趨勢が変わって大きく左右されるかのような、今、大きな力を放送業界の方々は持っているんじゃないかと思っております。

そういう意味におきましても、本当に正しい報道がされる、そして、誤った報道がされないためにどうしていくかということは非常に関心の高いところではありますが、その具体的な方法として、行政がかかわるべきかどうか、自主的に行える部分で果たしていくべきかどうかということは、意見が分かれているところだと思っております。

BPOのことにに関して、特に検証委員会に関してもお伺いしたいと思っております。

まず飽戸参考人の方にお伺いしたいと思うんですが、まず、そもそもこのBPO、そしてまたこの検証委というものは、だれのために設置されているものであるのか。例えば虚偽の報道があった。それを放送した側、それとも放送された側のためにあるのか、はたまたそれを見ている一般視聴者のためにあるのか、どのようにお考えになられているのか、御意見を伺いたいと思っております。

○飽戸参考人 ただいまの御指摘であります。BPOの役割は、視聴者の意向、それからさまざまな関係者の人たちの意見を集約して、それを問題があれば調査を行って、放送局に対して見解または勧告を行うということが任務であります。

しかし、その基本は、放送事業者自身が自分たちの自助努力によって問題を解決していくというのが本来の姿でありまして、BPOはそのためにさまざまな資料を集めたり審議をしたり勧告を行ったりするという形で、その自助努力を援助する、応援するというのが我々の役目と考えております。

したがって、視聴者の希望をできるだけ速やかに放送事業者に対して伝える、これは視聴者の皆さんの信頼を回復するために非常に重要な第一歩でありまして、それに対して放送事業者がどの程度、どのような対応をしたかということもきちんと把握しておくということでもあります。

したがって、視聴者のためか放送局のためかということになりますと、これは両方のためであるということでもあります。

幸い、今回の検証委員会では、今までなかったかなり強力な調査権とでもいうべきものが与

えられております。そういう意味で、より詳細な調査を行って、より厳しい勧告を行うということも可能になったわけでありますが、しかし、余りにも厳しい勧告が続くことによって、放送事業者が萎縮してしまう、そして本当にいい番組がつかれないというような状態になっては本末転倒でありますので、その辺の、報道の自由と視聴者、人権とのバランスをどのように考えていくかということが一番重要な役割というふうに考えております。

○寺田（学）委員 今、参考人の方からの御答弁の中で、もちろん放送局のためにもあるんだろうけれども、一般の視聴者の方のためにもあるんだという御答弁、お話がありました。

その中において、放送倫理検証委員会の議事録というものを読み返してみますと、二〇〇七年の六月八日の議事録であります。委員の中からの発言は以下のとおりだという御紹介の中で、今回、郷原参考人も取り上げておられました「みのもんたの朝ズバッ!」、TBSの番組のことに、審理入りをするかどうかという話の中で、どなたかはわかりませんが、発言ということで記されているのは、これは終わった事例だ、放送で問題を起こし、放送で降り、不二家もそれを一応了としたということで、終わっているのではないかと思う。また、その前後するような形で開かれた委員会の中でも、同様の発言が議事録の中には記されております。

この発言の内容を見てみますと、当事者間の中で謝った、それを一応了としているんじゃないかというような話で、もういいじゃないかというような委員が現実にはいらっしゃるといことは、皆様が出されたこの議事録の中で明らかになっていると思います。この発言というものを一個一個取り上げて、正しいかどうかということまでするべきではないと思いますが、今、飽戸参考人が言われたこととは反する発言が出ているなというふうに私は思っております。

そういう意味では、これからも視聴者のためにあるんだということ念頭に置いて委員会の方を運営していただきたい、BPOを運営していただきたいというふうに思っております。

その中で、もう少し具体的な部分に踏み込んでいきますけれども、今回の「朝ズバッ!」の対応、「朝ズバッ!」というかTBSの対応ということに関しまして、本当に視聴者の観点から十分であったかということの検証というのが必要だと思っております。

そういう意味におきましても、BPOから出されました報告書の「結論」の中で、番組1、番組2というのは、さまざま前段ある中で記されている言葉ですが、「番組1において視聴者に誤解を与えた部分は、番組2によって訂正とお詫びがなされ、視聴者に与えた誤解の多くは修正された。」というふうに断定し切っております。「とはいえ、」という言葉でつないで、「番組1と番組2のあいだに三カ月近い時日がかかったこと、訂正とお詫びの主語や範囲が曖昧であったことなど、今後に課題を残している。」と。

御自身の結論の中でTBSの今回の対応は課題が多かったということをおきながら、結論としては誤解の多くは修正されたという、私は正直、納得しがたいような発言が載っております。

そしてまた、「おわりに」という中で、今回の不二家と「朝ズバッ!」の間の相互不信は一応は収束しているという断定をされた後に、「だが、視聴者と一般消費者は、賞味期限切れ製品の再利用があったか否かを判断するための材料を、どちらからも提示されないまま、置き去

りにされている。」と。

事実のほどは、さまざまの当事者の方々に御意見あると思いますが、いずれにせよ、今飽戸参考人が言われた視聴者、その中には一般消費者が多く含まれているわけですが、その方々の利益というものは置き去りにされているんだということを明示しておきながら、今回の場合は、二つある見解と勧告の間に見解にとどまっているということは、まさしく、飽戸参考人がお話の中で放送局の自主自律というものを高めなきゃいけないんだということをお話しされているにもかかわらず、その役割である、本当に正しい報道がされたのか、そしてそのような問題が起きた後に正しいアフターフォローがされているのかどうかということに対しては、非常に役割を薄く見られている。もっともっと強く出ていいのではないかというふうに、私は逆に思っております。

そういう意味を含めて、このTBSの「朝ズバッ！」の問題に対して、今回のBPOの設置者たる民放連の広瀬会長と、そしてBPOの理事長の飽戸参考人の方から、そしてまた問題を提起されている郷原参考人の方から、今回の件に関しての御意見を、手短かにお願いしたいと思っておりますけれども、いただけたらと思います。

○**広瀬参考人** BPOの強化、すなわち、放送倫理検証委員会が発足した直後にみのもんたさんの問題が発生いたしました。私たち放送事業者も、放送倫理検証委員会がどういうふうに反応していくかというのを大変関心を持って見守りました。見解という格好で出ましたけれども、中身は相当厳しいものだなという気が私はいたしまして、これだけ厳しければ、恐らく世間でも一つのいい方法じゃないかというような評価をしてくれるんじゃないかというふうに見ておりました。

世間の評価というのは、新聞その他のメディアの評価になってあらわれていると思うんですけども、TBSは検証的な番組も放送しておりますけれども、もう少し、それこそずばっとおわびするとかそういう面があつてよかったんじゃないか、役員関係者の処分が行われましたけれども、その処分も公表する形で行われるべきではなかったかとか、その対応についていろいろ批判が出ておりました。

それで、このBPOの活動、これを見解にすべきか勧告にすべきかとか、そのあたりは恐らく徐々に定着していくんじゃないか、試行錯誤を重ねつつ定着していくんじゃないかというふうに考えております。

したがって、きょうみたいな、あるいは郷原先生みたいないろいろな批判が出てくる、BPOの対応がまた出てくるという、そういうことを非常に貴重なことだと私は考えております。

○**飽戸参考人** 御指摘の点ですが、おっしゃるとおりに、両方が納得していればいいのではないかという発言があつたということは私も承知しております。

しかし、我々の委員会は三委員会とも、いろいろな専門の先生方、いろいろな立場の先生方が自由活発に議論をして、最終的には全員一致の結論に到達する、そういう経緯でいつも審議をしております。今回の問題も、そのような委員もいたわけですが、最終的には、これはきちんと審議しようということが結論になりまして、そして詳細な調査を行った上で、さら

に十分な審議を重ねた上で委員会としての結論をまとめて公表した、そういう経緯であります。

私は、委員会が、初めての事例でもありますし、かなり困難な状況の中で非常に慎重な議論をしていただいた結論であるというふうに承知しております。内容に関しては、BPOの理事長である私がコメントすることは差し控えさせていただきたいと思いますが、制度としてそのような形で誠心誠意審議を尽くした結果であるということだけは御報告させていただきたいと思います。

○郷原参考人 私は、この「朝ズバッ！」問題に対する検証委員会の見解というのは全く不十分だと考えております。

一つだけ、これだけは頭に入れていただきたいのは、今回の捏造疑惑というのは極めて希少な形で表面化したということです。通常は、証言の捏造問題というのは、その証言者が特定され、その証言者がうそを言った、あるいは存在していなかったということになれば明らかになりません。なぜ今回この捏造疑惑が表面化したかといえば、あの不二家に対しての激しいバッシング報道が行われ、その中で、不二家の方で、いろいろなところから女性社員がかき集められて、毎日毎日、連日山のようにかかってくる電話に対して本当に丁寧に丁寧に対応し丁寧にメモを残していた、その手書きのメモ、これが正確に記載されていたので、この内容と「朝ズバッ！」で放映された証言とがぴったり一致している、これは捏造だということに私は気づいたわけです。

こういう希少な例についてきちんと事実を明らかにするという努力を行っていかなければ、今後、いかなる事案に対してもきちんとした対応はできないと思います。

そして、先ほど申しましたように、何といっても、それに対して放送事業者がどういう対応をしたのか、どうやって事実に向き合ったかというところが一番重要なわけですが、この「見解」に、ここに資料として添付しておりますが、この中には、TBSの対応について目次の中では書いてあります。しかし、そのTBSの対応にどういう問題があったかということは一切書かれておりません。

三月二十五日の会談でうそをついたかどうかということも、全く検討すらなされておられません。この三月二十五日の会談の様子は、これをDVDとして検証委員会の方にも提出しております。ですから、丁寧な審理がなされたら、必ずこの点には気づいたはずですよ。

そういう意味で、一番重要なところが何一つ検証されていないという意味で、私は、全く評価できないと考えております。

○寺田（学）委員 私の持ち時間が終わりましたので、最後に、設置者たる民放連の広瀬会長に端的にお伺いして終わりたいと思います。

今、郷原参考人からもお話がありましたけれども、まさしく、捏造報道、また捏造と疑わしき報道があった後に、それが本当に捏造だったかどうかを調べることも大事ですが、それに対して、どう一般視聴者に対して説明をしたかということが、信頼回復という意味でも非常に大事なことだと思っております。

私どもも誤報をされる時は時々ありますけれども、その十分の一ぐらいの訂正記事が出されても全く信頼は回復されないということは、皆さん、身にしみて感じていることだと思います。

確認をしておきますけれども、BPOを設置し、検証委員会を設置した役割の大きな柱として、問題が起きた後の放送局の活動のあり方、対応のあり方についてもきっちりと検証し、勧告していくということが役割として備わっているかどうかを、設置者の一員たる広瀬会長の方に御見解を求めて、終わりたいと思います。

○**広瀬参考人** 放送倫理検証委員会が出した勧告ないし見解をどういうふうにするか、放送局がフォローしていったか、そのあたりも含めて、今後、放送倫理検証委員会にある種の見解を出してもらうようなことがあっていいんじゃないかというふうに私も思います。

-----< 中省略 >-----

○**谷口（和）委員** 今会長から、BPOの検証委員会の手続というか審理に上がっていく経過について少し御説明があったんですけども、二問目は広瀬会長とまたBPOの飽戸理事長にお願いしたいと思うんです。

広瀬会長は四月六日に放送法に関するコメントを出されております。その中で、検証委員会について、「今後は、番組内容に関わる審理は放送局関係者を一切排除した委員会によって行われるようにする。」というふうにごコメントの中でおっしゃられております。確かに、委員の方々を見ると、放送局の直接の関係者はいらしゃいません。ですけども、いろいろな委員会を私も見てまいりましたけれども、いろいろなクレーム、意見、上がってきたもの、それを具体的に委員会の場に上げていく、その事務局の機能というのは非常に大きな役割を果たしていると思うんです。

運営規則の中の第十一条に事務局の機能ということで役割が書かれているわけでありまして、事務局はどういったメンバーで構成されているのか。また、検証委員会を本当の意味で、コメントの中に書かれているように、放送局関係者を一切排除した委員会、それを実のあるものに、実質的にそういうものにしていくためにどうされているのか。この辺のことを広瀬会長と飽戸理事長にお伺いしたいと思います。

○**広瀬参考人** BPOで一番私たちが工夫しましたのは、この運営費は年間約四億円強になりますけれども放送事業者が負担する、これはいいんですが、放送事業者が負担してつくったものだから放送事業者に近いんじゃないか、放送事業者向きになるんじゃないかというような、そういう点をきちっと遮断しなくちゃいかぬというふうに考えました。

したがって、普通の法人と違いまして、理事会のところはまだNHKとか民放の現役の人が入っておりますけれども、評議員会という別の組織をつくりまして、ここが、放送倫理検証委員会だとか三つの委員会の委員を選ぶというふうにしてあります。つまり、理事会は財務上の責任を持つというだけで、あとの運営は評議員会が一番大きなところになります。

先ほど谷口さんのおっしゃったところは、この問題に関して一番重要な事務局というのは調査役のことだと思うんですね。では、放送倫理検証委員会に所属する調査役はどういう人たち

かといいますと、今のところ結構放送関係のOBの人が主力を占めております。行く行くはそこは変わっていくと思えますけれども、つくった直後でもあったということもあって、結構そういう経験者を集めております。ただし、そこには弁護士さんも入ってくれております。それで、TBSの問題をやるときにはTBSは排除して別の調査役がそこにつくとか、そういう工夫はしております。

今後、さっき申しました理事会のあり方も含めて、事務局の、特に調査役の人たちについては改善の余地もあろうかと考えております。

○**鮎戸参考人** ただいまの質問についてですが、現在BPOには十三人の調査役がおります。そのうち四名は放送局及び民放連からの出向、それから九名は放送局で働いた経験のある退職者であります。

そこで、放送局に対して偏った考え、支援するような考えがあるのではないかという御指摘であります。現在の事務局の仕事というのは、三つの委員会が円滑に審議を進めることができるように、いろいろな資料を収集したり、会合の準備をしたり、結果の公表のお手伝いをするというようなことで、審議の内容そのものは委員会がすべて起草し、決定しております。その審議内容に事務局の局員が関与するというようなことは、私もBRCで九年の経験をしておりますが、一度もないというふうに確信しております。

それからもう一つは、その審議を続けていく上で、放送局との連絡業務が依然重要な役割を果たしますが、その点で、放送局についての業務に詳しい方がそのような事務に当たるということは非常に有効であります。そういう意味で、私は、現在の事務局は中立性を保てる形で行われているというふうに考えております。

○**谷口（和）委員** この検証委員会につきましては、事務局に関する御説明も今ありましたけれども、一丸となって、国民の信頼にこたえられる、本当に、広瀬会長がおっしゃられたように、もう安心して任せられる、そういうところに目に見える形でぜひ持っていただきたいと思えます。

十五分ですので、だんだんもう時間がなくなってまいりました。

次に、郷原参考人にお伺いしたいと思います。

郷原参考人、六月二十日のこれも決算行政監視委員会で、この放送法の内容に関して、放送内容に対する国家の介入の問題は、民主主義ないし社会の根幹にかかわる問題で、別途慎重に考えるべきだと思う、虚偽、捏造の問題に対してもっと別の枠組みできちんと正すことを考えていくべきだと思っているというふうにおっしゃられているんですけども、具体的にどういった枠組みが考えられるのか。

また、もう一方、BPOの機能の強化、まだまだやらなきゃいけないと先ほどおっしゃられていましたけれども、具体的にどうすれば機能が強化されていくのか、お伺いしたいと思います。

○**郷原参考人** その点につきましては、ちょっと資料番号がついていなくて恐縮なんですが、

資料の中の真ん中よりちょっと後の方に、メディアコンプライアンス研究会の緊急メッセージ
というのを添付しております。この中に詳しく書いておりますが、私は、せっかくこういう形でBPO検証委員会が立ち上げられたわけですから、この検証委員会の機能をもっともっと高めていくことが望ましいと考えております。

ただ、今回の「朝ズバッ！」問題に関する対応などを見てみますと、今のままでは到底その機能が期待できない。そういったことで、今後改善すべき点、まず第一に、どういう場合に勧告、どういう場合に見解なのかというその違いを明確にすること、それから、どのような根拠に基づいて責任を問うのかというその考え方を明確にすること、そういう基本的な考え方が明示されていないところに現在の検証委員会の根本的な問題があると思います。

ですから、先ほど来、内容についても指摘されておりましたが、何かいろいろな委員の意見をぐしゃぐしゃにして、間をとって何となくおさめたというような感じの報告書になっています。やはり、広瀬会長もこの前、委員会の際にも言われました、放送業界にとって最高裁のようなものだという機能を発揮していくためには、そういう根拠を明確にして考え方を明確にする、そして、どういう場合に弁護士も含めた調査委員会をつくるのか、その要件も明確にすることが重要ではないかと考えております。

以上です。

BPO 放送倫理検証委員会（以下「検証委」）は、TBS「朝ズバッ」の不二家関連報道の中で1月22日の「賞味期限切れチョコレート再利用」の問題等について「放送倫理上重大な問題がある」との見解を公表した。検証委が、その最初の案件として、同番組の問題を審理の対象とし、いくつかの点について厳しい指摘・批判を行っていることに対しては、敬意を表したい。

しかしながら、その見解の内容には、以下のような見逃せない点が含まれている。第一に、カントリーマアムについての証言をチョコレートについての証言に流用した事実について「両者を混同した」との弁解をしていること、不二家側が再利用を否定した後に再度不二家側に事実確認を行なった際の取材メモ、二人目の通報者から電話がかかってきた際に作成した際の取材メモをいずれも紛失したと述べていることなど多大な疑問がある点についても、TBS側のそのような説明をすべてそのまま鵜呑みにしていることである。そして、第二に、「放送倫理上見逃すことができない落ち度があった」と述べた上、事実誤認の落ち度の「あまりの杜撰さ」を厳しく糾弾し、そのような状況をもたらしたTBS組織体制を強く批判しているのにもかかわらず、結論においては「責任は問うことはできない」と判断し、「勧告」ではなく「見解」に止め、具体的な改善策、対応をTBS側に求めていることである。

「見解」にこのような問題が残っている背景を考えると、BPO及び検証委自体に関わる以下のような問題が浮かび上がってくるのではないかと考えられる。

第1に、検証委メンバーが十分な時間と労力をかけて番組の制作過程にまで踏み込んで吟味できる状況にあったのかという点が問題となる。仮に見解の主張するように、「委員会の役割は、放送の対象となった事象それ自体の真実性を究明することにあるのではなく、番組関係者が放送に至る経緯のなかで、どれほどその事象の真実性を明らかにする努力を払ったか、また番組においてそれにふさわしい演出を行ったかかどうか、を放送倫理上の観点から検証する」ことにあるとしても、その検証には可能な限りの自律的かつ多様な情報収集と分析が必要になる。少なくとも外部の目から見て、多忙を極める委員が、検証に作業に専従できるとは到底思えない。検証委が必要に応じて設置できるとしている特別調査チームが、TBS側の証言に不自然さがある今回のケースでなぜ設置されなかったのか。そもそもどのような場合に特別調査チームが編成されるのかを明らかにする必要がある。この点に関連して、検証委の組織体制の見直しが図られるべきであろう。

第2に、検証手続きとしての「審理」による検証の射程と位置付けをより明確にする必要がある。検証委が個別の番組に関する「審理」を行った結果、個別の番組における判断の妥当性はともかくとして個別の放送事業者の番組制作体制上の問題が指摘され、「番組は、もっとちゃんと作るべきだ」という委員会の総意まで述べられている以上、個別の放送事業者の体制に対する判断・勧告がより正面から行われてしかるべきであったと思われる。個別の放送事業者の組織体制上の問題にも言及すべきと考えられる本件のような場合、放送事業者一般の問題に関する「審議」と個別の番組に関する「審理」しか用意されていない現在の検証委の枠組みにおいては、対応する手続きが欠落しているのではないかと問題がある。

第3に、検証委が、看過できない落ち度を認めておきながら責任を問わないという今回のような処理を行なったこと背景として、そもそも問われるべき「責任」とは何か、どのような場合に具体的にどのような根拠に基づいて「責任」が問われるのか、などの基本的事項が曖昧にされている点をあげることができる。見解においても、引用されている「放送倫理基本綱領」のうち具体的にどの条項に関して責任が検討されているのかが明らかではない。放送倫理上の

責任を検討する前提として、何が放送倫理上の責任の内容なのかについて、具体的につめていく必要がある。また、「勧告」と「見解」とがどのように違うのか、どのような場合にどちらを活用するのかについても検討の必要がある。

民放連会長である広瀬道貞氏は今年6月、衆議院決算行政監視委員会の参考人質疑において、「BPOの判断は最高裁判判断と同じ」と述べた。そうであるならば最高裁と呼ばれるに相応しい手続き、ごまかしがなく、妥協のない厳正な調査、審理、判断が求められることになる。政府の介入への歯止めとして立ち上げられた検証委が真に国民からの信頼を得られるよう、今後の改善に期待したい。

メディアコンプライアンス研究会メンバー（順不同）

郷原 信郎（桐蔭横浜大学法科大学院教授）
松本 恒雄（一橋大学大学院教授）
城山 英明（東京大学法学部教授）
楠 茂樹（上智大学法学部准教授）
大久保和孝（新日本監査法人 公認会計士）